

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、その翌日)

## 目次

◆告示 肥料の登録  
昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正  
種番証明書の交付  
入会林野整備計画の認可  
都市計画の案の縦覧  
//  
昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

## 告示

### 鳥取県告示第七百三十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、  
次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所 及び氏名
鳥取県 第三八六号	大栄 梨複合肥料	窒素全量 六・〇 アンモニア性窒素 二・九 りん酸全量 七・〇 可溶性りん酸 二・九 うち 水溶性りん酸 二・三 加里全量 七・〇 水溶性加里 六・五	東伯郡大栄町由良宿 五六一番地 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂住 正
鳥取県 第三八七号	中山町尿素入り 梨複合肥料	窒素全量 一〇・〇 アンモニア性窒素 四・〇 りん酸全量 一一・〇 可溶性りん酸 七・八 うち 水溶性りん酸 六・二 加里全量 八・〇 水溶性加里 七・八	西伯郡中山町下甲 二九〇番地 中山町農業協同組合 組合長理事 山内 芳元
鳥取県 第三八八号	舎人 梨複合肥料	窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 六・〇 水溶性加里 五・六	東伯郡東郷町方地 一〇六七番地 舎人農業協同組合 組合長理事 伊藤 幸

鳥取県告示第七百四十号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年十一月十三日から施行する。

昭和四十五年十一月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

別表を次のように改める。

別表

和歌山県那賀郡 広島県御調郡 長崎県南高来郡

種畜証明書番号 名前 品種 生年月日 産地 父 母 血統 級別 飼養者住所氏名

第一号	第九号	第八号	第七号	第六号	第五号	第四号	第三号	第二号	第一号	昭四五鳥取県臨
テキサール	藤	第三宮倉の五	第二大山	八頭	藪藤	西村	安住	平太	新蔵	新蔵
イン種	ホルスタ	ホルスタ	ホルスタ	ホルスタ	ホルスタ	ホルスタ	ホルスタ	ホルスタ	黒毛和種	黒毛和種
四三・一一・二二	四四・六・一〇	四四・五・六	四四・三・一〇	四四・八・八	四四・七・五	四四・六・一八	四四・六・一二	四四・六・一	四四・四・二四	四四・四・二四
東伯郡赤碓町	倉吉市福本	西伯郡西伯町	鳥取市国安	郡家町	八東町	用瀬町	八頭郡智頭町	八頭郡智頭町	気高郡青谷町	第二気高
サイテーション	豊一	吉光	吉光	吉光	吉光	吉光	吉光	吉光	吉光	吉光
ローナベル	はつめ	第三みやくら	第二せいふく	うめふみ	第二二ふじた	第二しげる	としえ	ふるひろ	第二八ふじた	第二八ふじた
鳥取県種畜場	倉吉市大正町	東伯郡東伯町	西伯郡大山町	福本正一	田中利明	中本秋義	谷口四郎	倉掛秀美	国本俊雄	八頭郡智頭町

鳥取県告示第七百四十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

鳥取県告示第七百四十二号

気高郡鹿野町小別所入会林野整備組合長気高郡鹿野町小別所一九三番地井上信男から申請のあつた森谷大嶮若林入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十一月十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

鳥取県告示第七百四十三号

米子都市計画の変更について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画を定める土地の区域

米子市福市、兼久、白原、宗像、長砂、道笑町四丁目、昭和町、糍町一丁目、糍町二丁目、博労町一丁目、富士見町一丁目、富士見町二丁目、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、立町四丁目、両三柳、上後藤、安倍、青

木及び複原

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

四 縦覧期間

昭和四十五年十一月十三日から四十五年十一月二十六日まで

鳥取県告示第七百四十四号

倉吉都市計画の変更について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画を定める土地の区域

倉吉市円谷、米田町、下田中、巖城、伊木、山根、上井、海田、新田、清谷、大塚、河原町、余戸谷町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、瀬崎町、仲之町、菱町、東町、住吉町、駄経寺町、八屋、下余戸及び大原

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二三番地 倉吉市役所

四 縦覧期間

昭和四十五年十一月十三日から昭和四十五年十一月二十六日まで

鳥取県告示七百四十五号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号(鳥取県収納代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十五年十一月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

「株式会社鳥取銀行岡山支店 岡山市西中山下」を「株式会社鳥取銀行岡山支店 岡山市中山下二丁目」に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】